



第155号
平成27年8月

発行／喜茂別町議会
編集／議会広報編集委員会

●平成二十七年第二回定例会

議会だより

●もくじ

審議された議案と結果……………P 2

一般質問……………P 4

(表紙写真 保育所運動会)



平成27年第二回定例議会

審議された議案と結果

第二回定例会は、6月19日から22日までの4日間の会期で行

われ、冒頭、町長から農作物の生育状況、地域公共交通事業運
行状況、地方創生に対する取組状況の3件の行政報告があり、
続いて松橋議員・堀議員から一般質問がありました。

会期中、報告1件、人事案件1件、後志広域連合規約の変更
について、一般会計補正予算など議案3件、発議案1件が審議
され、いずれも原案どおり可決されました。

報告 第1号

平成26年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

平成26年度予算で平成27年度に繰り越した次の事業の
繰越明許費の報告です。

羊蹄山ろく消防組合消防署喜茂別支署新庁舎建設事業	4億74万8千円
総合戦略策定事業	9億80万円
木質バイオマス利用促進事業	8億40万円
プレミアム付商品券発行事業	4億万円
地域見守り住宅事業	2億50万円
「町民元氣かるて」作成準備事業	3億10万5千円
出産サポート事業	1億60万円
乳幼児等医療費助成事業	3億27万3千円
(現在は条例改正により子ども医療費)	
報告済	

議案 第1号

後志広域連合規約の変更

介護保険法施行令の一部改正により介護保険被保険者
の低所得者に係る保険料が軽減されることに伴い、公費
負担割合の軽減を関係市町村の公費により負担すること
になったため規約を変更するものです。

原案可決

同意 第1号

教育長の任命同意

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改
正する法律に基づく教育長の任命について同意を求める
ものです。

細田 典男さん 字喜茂別1番地の38

任期 平成27年7月1日から

平成30年6月30日まで

原案同意

議案 第2号

平成27年度一般会計補正予算(第3回)

子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金に係るシ
ステム改修委託料47万6千円、北海道自治体情報システ
ム協議会負担金51万9千円、地方創生に係る事務の増加
に伴う臨時職員賃金71万5千円、地域公共交通事業の運
行に係る燃料費、車検代等1億97万9千円、双葉・鈴川
地区サイレン吹鳴整備工事1千1百67万5千円、武道館
改修工事5百80万円、住民基本台帳ネットワークサー
バーバックアップ等に係る消耗品費19万1千円、臨時福
祉給付金の支給及び関連事務費等6百91万1千円、子育
て世帯臨時特例給付金給付金の支給及び関連事務費等93
万2千円、経営体育成支援事業補助金2百88万円、豚流
行性下痢の発生防止のための畜産農業者に対する石灰等
の経費20万円、多面的機能支払交付金2百万円等3千4
百31万4千円の増額と北海道知事、北海道議会議員及び
町議会議員選挙費の不用額、入札に係る不用額等4百16
万8千円の減額により、合計3千14万6千円を増額し、
予算総額は28億7千5百3万9千円となります。

原案可決

工事請負費の締結

契約の目的	平成27年度施工
	喜茂別町統合簡易水道事業双葉地区配
	水管布設替工事
契約金額	6千2百42万4千円
契約の相手方	株式会社北海建業
契約の方法	指名競争入札

原案可決

発議案 第1号

議会会議規則の一部改正

欠席の届けについて、社会的情勢を踏まえ、出産のた
めに会議等に出席できない場合、日数を定めてあらかじめ
議長に欠席届を提出することができる規定を設けるも
のです。

原案可決



鈴川小学校運動会



町民有志によるウォーキングロード整備



一般質問 要旨



喜茂別町立クリニックの医療体制について



松橋 正樹議員

松橋議員
喜茂別町立クリニックは、平成25年に医療法人溪仁会に指定管理者として委託をし、2年が経過して徐々に利用者が増え、一定の成果がでていると感じています。

しかし、この間、職員の異動が激しく、職員の定着化が図られていないように思えます。さらに、当該クリニックの開設時には、地域密着型医療を推進すると示されていたが、院長等職員の住宅を用意しているにもかかわらず町外から通勤し

ている実態があります。

安心して医療を受けるには、医療従事者との信頼関係が重要であり、職員の定着化を図ることや医療従事者が本町に定着してこそ地域密着型医療が推進されると思っています。

町民が安心して医療を受ける環境や地域密着型医療のあり方について町長はどのように考えているのか見解を伺います。

菅原町長

本町の診療体制は、平成25年4月に、厚生連から町立とし、医療法人溪仁会へ指定管理委託を行い、医療環境が厳しくなる中で新たな取り組みを行っております。

まず、新たに開院した当初は、院長不在に加え内部の体制も不安定でありましたが、年度末

には現状に近い体制で本町の医療を担っていたいており、平成26年度は平成25年度に比べ、2%強の患者数増となり、体制変更の混乱期を乗り越えた実績と成果となっております。

また、手稲溪仁会病院がドクターヘリを運用する病院として名を馳せ、北海道の高度医療を担う信頼ある病院として背景にあることは喜茂別クリニックを通じて、喜茂別町民が総じて感じているところと認識いたしております。

質問の職員体制についてではありますが、開院当初の混乱は別にして、院長長そしてその経験を補う必要があることから、溪仁会家庭医療クリニックの院長が週に1日診療応援を行っております。

今年度からはその必要もなく、総合診療を志す地域医療の若き担い手医師との2名体制で診療を行っていたいております。

ころであります。

法人としては本町や住民の要望にこえるべく、今年度中に方向性を示し、次年度当初を目処に、対応できるようにするとの言葉もいただいているところでありますので、大いに期待しているところです。

なお、本町にとって町立としてのクリニック運営は、初の事業で手探りの状況であり、少々お時間をいただくことをお許し願いたいと存じます。

一方、議員が質問の中で指摘されていることは、町民の皆様の中には出さない声であると認識しております。

このようなご心配をおかけすることは喜茂別町立クリニックを運営する最高責任者である町長の責務は重大であり、これまでの指導や指摘にこえられていないことに深く反省し、新たな気持ちで町民にとって必要な地域医療、安心いただける健康指導体制を構築してまいりますので、引き続きご理解を賜りたいと思います。

なお、医療の本質であります診療、診断については可能な限り

の努力を重ねていただいております。医療法人溪仁会には改めて感謝申し上げたいと思っておりますし、「喜茂別喜らめきの郷」を運営

中小企業振興基本条例の制定について



堀 浩和議員

堀議員
地域経済の現状を踏まえた新しい条例づくりが、今、国から求められていると思います。

地域の災害時やお祭り等の社会貢献の担い手である中小企業を軸に産業振興を進めることが地域経済の発展の軸になるのではないかと思います。

この中小企業法の定義は、中小企業基本法第2条に規定され、資本要件、従業員数要件のいずれかに該当する場合に「中小企業」となりますが、法人でなくとも、この法律の条件を満たしていれば、個人経営の飲食店、

残念ながら、ご質問にありません。院長等の職員住宅を用意し、宅内改装を受け入れることなどを提案し、基本的に定住いただくことを要請しておりますが、願いは届いておりません。

人口のカウント、住民税収、何よりも地域医療は住民とともにありますので、安心のため用意しております住宅を活用していただけないのは、まことに残念であり、法人として地域医療とリわけ喜茂別クリニックをどのような位置づけにするのかにかかっているものと考えております。

次に、喜茂別町立クリニック内部もしくは溪仁会の人事であります。私も職員の異動が、思いのほか、激しいと感じており、一部の町民からも疑問の声が寄せられているところであります。

行政としても、町民の健康増進、健康管理が必要であることから溪仁会との信頼関係により各種委託事業や国に対する提案

する社会福祉法人溪仁会にも喜茂別町の町づくりに積極的に参加、協力をいただくなど、敬服いたしているところであります。

商店、農業者、商工会、建設業協会等も中小企業者に該当するとの事です。

道内ではいち早く、下川町や別海町、厚岸町、管内では倶知安町も条例を施行しております。

これまで、本町でも、さまざまな中小企業が創業され、その振興によって、町民生活を支える多くの雇用や所得がもたらされ、地域経済の活性化と発展に重要な役割を担ってきております。

これからの10年、20年先を見据えて、地域経済を再構築することを目指し、この中小企業振興基本法の条例の制定を検討すべき時期と考えます。

喜茂別にあつた、喜茂別独自の条例を制定することにより、中小企業者の創意工夫とさらなる自主的な努力が合わされば、本町経済の発展、町民生活の向上につながると思いますが、町

本町が地域医療、健康管理のさがけとならんとしております。他にも退職による異動があり、クリニックの体制が安定しているとは言えなかったものとして理解しております。

これまでも、医療法人には、本町の現状と理想としている体制について強く要請してきたと

長の見解をお伺いします。

菅原町長

中小企業振興基本法に係る条例の制定の動きについては国が平成11年に中小企業基本法を改正し、中小企業者の自主的な努力を促し、多様で活力ある成長・発展を推進し、地方公共団体の位置づけを主体的なものに改めるとともに平成22年に中小企業憲章を閣議決定し、国の中小企業施策の基本的な考え方と方針を明らかにしたことから中小企業の振興に取り組む自治体において、施策の backbone となる中小企業振興基本条例が策定されてきたと認識しております。

制定された多くの条例は、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱とすることを明確にするために策定される基本条例であり、多くは理念条例として自治体の考え方を示した条例であります。

また、策定している自治体によって、名称や策定経過、策定手法等は異なりますが、多くの条例が地域における中小企業の役割、中小企業振興への自治体

の責務、中小企業業者等の責務、住民の責務などについて定められております。

本町は、中小企業の多くを占める商工業において、長引く景気の低迷や事業主の高齢化と後継者不在による事業所等の廃業により、地域経済の活力が低下しており、町としては、これまで地域経済の発展に向け、産業の振興並びに定住促進対策等を積極的に展開するとともに、商工会においてもさまざまな取り組みを進めてきたところです。

特に、企業や社会福祉施設の誘致による定住人口の増加に取り組み、人口の減少に一定の歯止めがかかったと認識しておりますが、今後、10年・20年後の喜茂別町を見据えた時、中小企業等の活性化のために重要となる人口減少問題の対策がこれからの中小企業の振興に密接に関わってくると考えております。

このことから、現在、町で策定しているこれから目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示した「喜茂別町人口ビジョン」を踏まえて、今後5カ年に実施する施策を体系的にまとめ

た「喜茂別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の議論や検討を踏まえながら議員指摘の中小企業振興基本条例の制定について町としても先進事例も参考にしながら調査、検討するとともに、中小企業の発展のために中心となっている商工会が更に主体性を発揮させ、魅力ある地域の商工業、中小企業の振興に何が必要か真剣に議論いただきながら、多くの意見を基に、条例制定の可否も含め、町として喜茂別町に合った中小企業振興策を検討してまいりたいと考えておりますので理解と協力をお願いいたします。



喜茂別小学校運動会

6月から運行が開始された町営バス「ウサパラ号」が町内を走り回る姿もだんだんと町に馴染んできたと思います。

子どもから高齢者まで町民の皆さんに親しまれる町営バスになってほしいと願っております。

さて、7月7日、札幌市で開催された議員研修会に参加しました。

全道から約1千6百人の議員が出席し、第1部は中央大学名誉教授の今村都南雄氏が「地方議会を取り巻く最近の動向」、第2部ではニュース番組で活躍しているテレビ朝日コメンテーターの川村晃司氏が「これからの政局・政治動向」と題して、それぞれ1時間半におよぶ講義を聞かせていただきました。

時折、ユーモアを交えながら会場を和ませ、わかりやすい解説をされたお二人の話を聞くことができた有意義な研修会となりました。

8月14、15日の2日間は「きもべつ夏祭り」が開催されます。

天気にも恵まれ大勢の方が来場し、たくさんの方の笑顔で溢れるお祭りになることを願っております。

広報編集委員長 小川 泰樹

編集後記

